

子ども医療費助成制度について

青森市では、本市に住所を有し、国民健康保険・社会保険などに加入している子どもを養育している保護者に対して保険診療分の医療費自己負担額を助成します。

助成を受けるには申請が必要です。

1. 対象者：0歳～中学校3年生の子ども
2. 助成内容：通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額
※ただし、入院時の食事療養費、保険者から給付される高額療養費、附加給付金を除く。
3. 保護者の所得限度額（下表に定める額以上の方は非該当となります）

扶養の人数	対象所得限度額	所得から控除できるもの
0人	5,320,000円	1.社会保険料として一律8万円
1人	5,700,000円	2.医療費控除・小規模企業共済掛金控除・雑損控除に該当する額
2人	6,080,000円	3.老人扶養親族1人につき6万円
3人	6,460,000円	4.障害者扶養1人につき27万円
4人	6,840,000円	5.特別障害者扶養1人につき40万円
※ 扶養人数が5人以上の場合は、扶養人数が一人増すごとに所得額38万円加算した額		6.勤労学生控除27万円
		7.寡婦控除27万円
		8.ひとり親控除35万円

※ただし、青森市国民健康保険加入の0歳に限り所得制限はありません。

4. 申請に必要なもの
 - ・子どもの保険証
 - ・保護者名義の通帳又はキャッシュカード
 - ・転入された方に限り「所得課税証明書」又は「市(町・村)県民税特別徴収税額決定通知書」「市(町・村)民税・県民税納税通知書」のいずれか

※ 保護者の所得超過により今回該当しなかった方へ

毎年8月1日を基準とし、子ども医療費助成制度の更新を行います。
毎年6月以降、前年の所得をご確認のうえ新規申請をしてください。
(所得及び控除の状況に変更があった場合は、担当課にお問い合わせください。)

【問合せ先】

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号
駅前庁舎(アウガ)1F 窓口⑩番
税務部 国保医療年金課
医療助成チーム
TEL 017-734-5345

〒038-1392
青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
浪岡振興部 健康福祉課
国保年金チーム
TEL 0172-62-1153